

この度、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」のデータベースに関する規定が施行されることに伴い、施行される内容の概要及び留意事項について通知します。

4 文科教第 1806 号
令和 5 年 3 月 24 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長
各 都 道 府 県 知 事
各 指 定 都 市 ・ 中 核 市 市 長
構造改革特別区域法第19条第1項の認定を
受けた各地方公共団体の教育委員会教育長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 公 立 大 学 長
各 文 部 科 学 省 所 轄 学 校 法 人 理 事 長
構造改革特別区域法第12条第1項の
認定を受けた各地方公共団体の長

殿

文部科学事務次官
柳 孝

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部
の施行について（通知）

第 204 回国会において成立し、一部の規定を除き、令和 4 年 4 月 1 日から施行されている「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和 3 年法律第 57 号。以下「法」という。）について、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部の施行期日を定める政令（令和 5 年政令第 55 号）」により、一部の規定が令和 5 年 4 月 1 日に施行されます。

この度施行される規定の概要及び留意事項等は下記のとおりですので、その趣旨を十分御理解いただき、事務処理上遺漏のないよう願います。

文部科学省においては、これまで、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」（令和 4 年 3 月 18 日文部科学大臣決定。以下「基本指針」という。）の策定、教育職員等や大学の教職課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための動画の作成・公表、児童生徒等に対する性暴力等を行った教育職員等への厳正な対処等の促進、子供たちを性暴力の加害者・被害者・傍観者にさせないための「生命（いのち）

の安全教育」の推進など、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する総合的な施策を実施してきており、今後も引き続き、児童生徒等の権利利益の擁護に資するよう、取組を一層推進してまいります。

各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事におかれては域内の市区町村（指定都市・中核市を除く。）及び所轄の学校法人等（学校法人以外の私立幼稚園及び私立幼保連携型認定こども園の設置者を含み、文部科学省所轄の学校法人を除く。）に対して、各指定都市・中核市長におかれては所轄の幼保連携型認定こども園設置者に対して、各国公立大学長におかれてはその設置する附属学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校設置会社に対して、周知をお願いします。

本通知は関係資料と併せて文部科学省のホームページに掲載しておりますので、各関係者は、これまでの関係資料も含めて再度確認の上、教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するとの法の基本理念を十分に理解し、児童生徒等を教育職員等による性暴力等の犠牲者とさせないという断固たる決意の下、法及び基本指針に基づく取組を、各関係者が一丸となって実効的に講じていただきますようお願いいたします。

記

第一 規定の概要

- 1 教育職員等¹を任命し、又は雇用する者は、法第 4 条に定める基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第 15 条第 1 項のデータベースを活用する責務が課せられていること。（第 7 条第 1 項関係）
- 2 国は、特定免許状失効者等²の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となっ

¹ 「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。）第 2 条第 1 項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。（法第 2 条第 5 項）

² 「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより免許法第 10 条第 1 項（第 1 号又は第 2 号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第 11 条第 1 項又は第 3 項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。（法第 2 条第 6 項）

た事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。 (第 15 条第 1 項関係)

3 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、第 15 条第 1 項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。 (第 15 条第 2 項関係)

4 構造改革特別区域法第 19 条第 1 項の規定による認定を受けた市町村 (以下「認定市町村」という。) の教育委員会が授与する特例特別免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、当該認定市町村の教育委員会 (同法第 9 条第 1 項の規定により認定が取り消された場合にあっては、当該特例特別免許状を授与した市町村の教育委員会) は、第 15 条第 1 項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。 (附則第 5 条関係)

第二 留意事項

1 基本的な考え方について

特定免許状失効者等に該当する者を任命又は雇用しようとする場合には、法第 3 条において教育職員等は児童生徒性暴力等³をしてはならないこととされていることを踏まえ、少なくとも、当該希望者が児童生徒性暴力等を再び行わないことの高度の蓋然性が認められる必要があること。特定免許状失効者等に該当するか否かを確認するため、データベースの活用が義務付けられていること。

2 データベースの活用について

(1) データベースの活用は、国公立を問わず、学校⁴の教育職員等を任命又は雇用しようとする全ての者 (以下「任命権者等」という。) に義務付けられているものであること。任命権者等がデータベースの活用を行わない場合は、法第 7 条第 1 項に照らし違法となること。また、そのような場合に万が一、当該任命権者等が任命又は雇用した教育職員等が児童生徒性暴力等を再び行った場合には、当該任命

³ 「児童生徒性暴力等」とは、法第 2 条第 3 項各号に掲げる行為をいう。

⁴ 「学校」とは、学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号) 第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。 (法第 2 条第 1 項)

権者等は損害賠償の責めを負う可能性も考えられること。

(2) データベースの用途は、基本理念（法第4条）にのっとり、学校の教育職員等を任命又は雇用しようとするときに限られるものであり、目的外の用途に使用しないこと。

(3) 教育職員等を任命又は雇用する際には、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において、教育職員等を任命又は雇用しようとする者がデータベースを用いて検索すること。

この規定は、他機関との人事交流等により任命又は雇用する際（国立大学法人と教育委員会との人事交流や、教育委員会事務局職員等の行政職から教育職員等への採用等）にも適用される点に留意すること。

ただし、任命又は雇用しようとする者について、既に一度データベースを用いて検索し、かつ当該検索を実施した任命権者等と同一の任命権者等において、空白期間を生じさせず引き続いて当該者を任命又は雇用しようとする場合であって、当該者が特定免許状失効者等に該当しないことが明白である場合は、改めて検索する必要はないこと。

(例)

- ・ 任命の際に一度データベースを検索した者について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第40条の規定に基づき、引き続いて任命しようとする場合
- ・ 臨時的任用職員や会計年度任用職員で、任命の際に一度データベースを検索した者について、任用期間の更新等により、空白期間を生じさせず引き続いて任用しようとする場合

(4) 原則として任命又は雇用を希望する者の免許状に記載の氏名を用いて検索を行うこと。ただし、データベースの仕様上、JIS 第二水準までの文字により登録されているため、それ以外の文字が含まれる場合は、標準文字に置き換えて検索すること。置き換え文字の一覧はデータベースシステムにおいて参照すること。

【置き換え文字の例】

元の文字	→	標準文字
齊藤		斎藤
高橋		髙橋
山崎		山﨑
渡邊		渡辺

- (5) 特定免許状失効者等である事実を秘匿することを意図して改名や本籍地変更を行う場合もあることから、新規学卒者でない者など免許状取得から一定期間が経過している場合には、本人確認書類等に記載された氏名（現在の氏名）と併せて、任命又は雇用を希望する者の大学の卒業証書の原本や卒業証明書、免許状の原本等に表記された氏名（旧姓や改名前の氏名）の両方でデータベースを検索すること。
- (6) データベースの活用等により任命又は雇用を希望する者が特定免許状失効者等に該当することが判明した場合、その情報を端緒として、過去の勤務先に確認したり、採用面接等を通じ経歴等のより詳細な確認を行ったりするなど、法の基本理念にのっとり、十分に慎重に判断を行う必要があること。その際には、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）にのっとり、適切に情報を取り扱うこと。
- (7) データベースに記録された情報は、要配慮個人情報を含む場合もある機微な情報であることから、情報に触れるユーザーは任命又は雇用の判断に当たって一定の権限を有する者に限定すること、データベースにアクセスする端末及びユーザーID、パスワード、検索結果等の情報は紛失・盗難・漏えい防止措置を講じること、使用用途の終了した情報は速やかに復元不可能な形で破棄することなどをはじめ、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）」（個人情報保護委員会）に例示された安全管理措置を適切に施すこと。
- (8) このほかデータベースの活用にあたっての留意事項等は、文部科学省から別途配布する「特定免許状失効者管理システム 業務マニュアル（仮称）」によること。

3 データベースへの情報の記録について

- (1) 免許管理者（免許法第2条第2項（構造改革特別区域法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する各都道府県及び認定市町村の教育委員会をいう。以下同じ。）は、失効又は取上げに係る事実関係の把握を十分詳細に行った上で、基本指針第1の2に示した児童生徒性暴力等の例示なども参考としながら、特定免許状失効者等の記録を漏れなく適切に行うこと。
- (2) データベースへの記入が必須となっている以下の項目は、いずれも法第15条第1項に基づく「特定免許状失効者等に関する正確な情報」としての必須情報であり、必ず記録すること。

○必須項目：氏名、氏名フリガナ、本籍地、生年月日、免許状の種類、免許状の番号、授与年月日、授与権者、失効年月日、失効・取上げ事由⁵、失効・取上げ原因類型⁶、特定免許状失効者該当（法施行後）、（官報公告後）官報号数、公告種別、公告年月日、公告主
- (3) 免許管理者は、特定免許状失効者等に関する情報を、データベースに迅速に記録することが求められており、官報への公告を待つことなく、失効・取上げの効力が発生した日の翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に定める休日を除く）までに記録を行うこと。また、官報に公告がなされた後、速やかに官報公告年月日、官報号数等の官報情報をデータベースに記録すること。
- (4) データベースに記録する情報の期間は、当面、少なくとも40年間分の記録を蓄積していくこととし、記録情報の正確さを担保するためにも、免許管理者においては、文書管理規則等にのっとりつつ、特定免許状失効者等の免許状の失効・取上げに関する行政文書の適切な保存期間等に留意すること。
- (5) 児童生徒性暴力等を行った者のうち、懲戒免職処分又は解雇の前に禁錮以上の刑が確定したことにより、免許状が失効するようなケー

⁵ 免許法第10条第1項第1号など、失効・取上げの事由となった該当条項を示す。

⁶ 法第2条第3項第1号相当など、失効・取上げの原因となった性暴力等の行為の該当条項を示す。

スや、罰金以下の刑に処せられたことにより、免許状の取上げ事由に該当するようなケースも想定される。免許管理者においては、そのような場合においても漏れなく、当該者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうか等を正確に識別し、要件に該当すれば、当該者を特定免許状失効者等としてデータベースに記録することが必要となる。

このため、免許管理者は、当該失効者が児童生徒性暴力等を行ったことにより刑に処せられたかどうか等を正確に識別するため、本人に対する聴き取り調査のほか、法第 22 条第 3 項に基づく関係機関への照会や、地方検察庁に対して刑事確定訴訟記録法（昭和 62 年法律第 64 号）に基づく保管記録の閲覧請求を行うことなどにより、特定免許状失効者等に該当するかどうか十分に確認すること。

4 その他の留意事項

- (1) 教育職員等による児童生徒性暴力等は、被害を受けた児童生徒等⁷の同意や、当該児童生徒等に対する暴行、脅迫等の有無を問わず、刑法上の性犯罪の対象とならない行為も含め、全て法律違反となることなども踏まえ、学校の設置者やその設置する学校は、このような事案が発生した場合は厳正に対処するとともに、未然防止に全力を尽くすこと。
- (2) 免許管理者は、データベースへの記録に伴い、過去の失効・取上げ事案で、万一これまでに官報掲載していないものが発覚した場合には、任命又は雇用において免許状の有効性等を確認する際に重大な支障が生じることとなるため、免許法第 13 条第 1 項に基づき、遺漏なくかつ速やかに公告すること。なお、データベースへの記録をもって、官報への公告が不要となるわけではないことに留意すること。
- (3) 児童生徒性暴力等以外の性暴力等によって免許状が失効又は取上げとなった者が再び免許状を受けて採用選考に臨むケースも考えられることから、任命権者等は、官報に公告された過去 40 年間分の免許状失効・取上げ情報を文部科学省で収集し、使用を希望する任命権者等に配付している「官報情報検索ツール」を、データベースと並行して活用することも重要であること。

⁷ 「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。（法第 2 条第 1 項）

- 一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒
- 二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

- (4) 免許状の授与権者（免許法第5条第6項（構造改革特別区域法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する各都道府県及び認定市町村の教育委員会）が、法第22条（構造改革特別区域法第19条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による免許状の再授与審査を行うに当たり、特定免許状失効者等に係る免許状の失効若しくは取上げの事由又はその原因となった事実等に関する情報を正確に識別するため、法第22条第3項に基づく関係機関への照会に加え、例えば、地方検察庁に対して、刑事確定訴訟記録法に基づく保管記録の請求を行うことも考えられること。

第三 児童生徒性暴力等の防止等に係る実効性の確保

教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶するためには、データベースを活用した任命又は雇用に関する施策のみならず、児童生徒性暴力等の防止、児童生徒性暴力等の早期発見及び対処、特定免許状失効者等に対する免許状の再授与審査など、基本指針に定める様々な施策を、国、地方公共団体、任命権者等、学校の設置者、学校、教育職員等の各関係者が一丸となって実効的に講じていく必要があること。具体的には、例えば、

- ・ 「教員による児童生徒等に対するわいせつ行為の防止に資する教員採用段階における取組に関する調査結果について」（令和2年12月24日付け2教教人第32号総合教育政策局教育人材政策課長通知）でも周知しているとおり、採用関係書類においても、賞罰欄等を設けた上で、刑事罰のみでなく、懲戒処分歴や児童生徒性暴力等の懲戒処分の原因となった具体的な理由の明記を求めたりすることなどにより、任命又は雇用を希望する者の経歴等を十分に確認し、適切な判断を行うことが必要であること。この点につき、特に非常勤の職員に対して適切な確認を行っていない事例も一部見受けられ、大変遺憾であるところ、経歴等を十分に確認した上での適切な判断は、前職の有無や、免許状の種類、常勤・非常勤・任期付任用・臨時的任用・再任用・会計年度任用職員等の任用形態、フルタイム・パートタイム等の勤務時間等によらず、全ての場合において必要であること。
- ・ 学校設置者や学校は、児童生徒性暴力等の防止等に関するルール（ソーシャルネットワークワーキングサービスや電子メール等による教育職員等と児童生徒等との間での私的なやりとりの禁止に関する規則や指針等）や、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときの対応方針等について、あらかじめ整理・周知しておくこと。
- ・ 児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる

ときは、学校は直ちにその旨を学校設置者に報告するとともに、児童生徒性暴力等の事実の有無について確認を行うための措置を講じ、その結果を学校設置者に報告すること。

- 学校設置者は、学校からの報告を受けた場合は、専門家の協力を得つつ、自ら必要な調査を行い、調査の結果、犯罪の疑いがある場合には、速やかに所轄警察署に通報すること。
- 児童生徒性暴力等の事実が認められる場合は、当該教育職員等に対する懲戒処分等、適正かつ厳正な措置を行うこと。教育職員等による児童生徒性暴力等は絶対に許されないことであり、こうした非違行為があった場合には、原則として懲戒免職とするべきであること。
- 公立学校以外の学校においては、児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した際、懲戒処分を行わず依願退職等により水面下で穏便に済ませてしまうようなことは決してあってはならず、学校は速やかに事実確認を行い、雇用者において適正かつ厳格な懲戒を行うよう努めること。

等を徹底して実施する必要があること。

その際、任命権者等、学校の設置者、学校においては、別添のチェックリストを有効に活用されたいこと。また、法及び基本指針を踏まえた措置を講ずるに当たっては、令和4年度中に文部科学省から提供を予定している取組事例集も活用するとともに、教育職員等に対する研修に当たっては、既に文部科学省が作成した啓発動画や、令和4年度中に文部科学省から提供を予定している研修用動画も活用されたいこと。

第四 関連資料

- 児童生徒等に対し性暴力等を行った教員への厳正な対応について（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_00001.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の公布について（令和3年6月11日付け3文科教第268号文部科学事務次官通知）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01584.html
- 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文部科学大臣決定）
https://www.mext.go.jp/content/20220323-mxt_kyoikujinzai01-000011979_02.pdf
- 児童生徒への性暴力等の防止に向けた啓発動画（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/mext_01036.html

- 性犯罪・性暴力対策の強化について（「生命（いのち）の安全教育」を含む。）（文部科学省 HP）
https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html
- 個人情報保護関連法令・ガイドライン等（個人情報保護委員会 HP）
<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/>

別添資料

- 1 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・対処等に関するチェックリスト
- 2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号）及び関係法令（令和5年4月1日施行後）

本件担当：文部科学省 代表電話：03-5253-4111

（データベースに関すること）

総合教育政策局 教育人材政策課

教員免許企画室 更新係

内線：3572, 3573

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

（免許状の失効・取上げに関すること）

教員免許企画室 免許係

内線：3969, 3968

E-MAIL：menkyo@mext.go.jp

（公立学校教職員の懲戒処分、「児童生徒性暴力等」の該否に関すること）

初等中等教育局 初等中等教育企画課 教育公務員係

内線：2588

E-MAIL：syoto@mext.go.jp

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止・対処等に関するチェックリスト

- ・ 本チェックリストは、教育職員等を任命又は雇用する者（任命権者等）、学校及びその設置者において、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止や対処等に関して必要となる主な対応をまとめたものです。
- ・ 以下に掲げるものはあくまで主な対応であり、その他は、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」や「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針（令和4年3月18日文科科学大臣決定）」等もご参照ください。

1. 未然の防止関係

- 任命権者等は、常勤・非常勤等の任用形態等に関わらず、教育職員等を任命又は雇用する際、法第15条第1項のデータベースを活用しているか。また、採用関係書類等で賞罰歴を確認しているか
- 校内研修等の機会を通じて、教育職員等に対する啓発を計画的に実施しているか
- 児童生徒等自身が被害を予防できるよう、啓発・周知徹底しているか
- 児童生徒性暴力等の防止・対処に関し必要なルール（SNS等による私的なやりとりの制限等に関する規則・指針等）や取組を整理・周知しているか
- 他の児童生徒等や教育職員等の目が届きにくい環境となる場面を可能な限り減らすよう、執務環境の見直しや組織的な教育指導体制の構築等を行っているか

2. 早期発見関係

- 児童生徒等に対して、早期発見のためのアンケート調査等を定期的に実施しているか

3. 対処関係（事案の発生前）

- 児童生徒性暴力等が疑われる事案が発生した際の対応方針について、あらかじめ整理しているか

4. 対処関係（事案の発生後）

- 児童生徒等と当該教育職員等との接触を避けるなど、必要な措置を講じているか
- 学校管理職は、事実確認の結果を待つことなく、学校設置者に通報しているか
- 専門家の協力を得て、児童生徒性暴力等の事実の有無を速やかに調査しているか
- 犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに所轄警察署に通報しているか
- 児童生徒性暴力等の事実が認められる場合、懲戒処分等、適正かつ厳正な措置を実施しているか
- 雇用関係が消滅した後に児童生徒性暴力等を受けたと思われる事案が発覚した場合でも、犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに警察に通報しているか

※ 「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な指針」を元に作成

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）

目次

第一章 総則（第一条―第十一条）

第二章 基本指針（第十二条）

第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置（第十三条―第十六条）

第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等

（第十七条―第二十一条）

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等（第二十二条・第二十三条）

第六章 雑則（第二十四条）

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒性暴力等の禁止について定めるとともに、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、基本指針の策定、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置並びに教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置等について定め、あわせて、特定免許状失効者等に対する教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）の特例等について定めることにより、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼

稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。

2 この法律において「児童生徒等」とは、次に掲げる者をいう。

一 学校に在籍する幼児、児童又は生徒

二 十八歳未満の者（前号に該当する者を除く。）

3 この法律において「児童生徒性暴力等」とは、次に掲げる行為をいう。

一 児童生徒等に性交等（刑法（明治四十年法律第四十五号）第一百七十七条に規定する性交等をいう。以下この号において同じ。）をすること又は児童生徒等をして性交等をさせること（児童生徒等から暴行又は脅迫を受けて当該児童生徒等に性交等をした場合及び児童生徒等の心身に有害な影響を与えるおそれがないと認められる特別の事情がある場合を除く。）。

二 児童生徒等にわいせつな行為をすること又は児童生徒等をしてわいせつな行為をさせること（前号に掲げるものを除く。）。

三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号。次号において「児童ポルノ法」という。）第五条から第八条までの罪に当たる行為をすること（前二号に掲げるものを除く。）。

四 児童生徒等に次に掲げる行為（児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものに限る。）であつて児童生徒等を著しく羞恥させ、若しくは児童生徒等に不安を覚えさせるようなものをする事又は児童生徒等をしてそのような行為をさせること（前三号に掲げるものを除く。）。

イ 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に人の性的な部位（児童ポルノ法第二条第三項第三号に規定する性的な部位をいう。）その他の身体の一部に触れること。

ロ 通常衣服で隠されている人の下着又は身体を撮影し、又は撮影する目的で写真機その他の機器を差し向け、若しくは設置すること。

五 児童生徒等に対し、性的羞恥心を害する言動であつて、児童生徒等の心身に有害な影響を与えるものをする事（前各号に掲げるものを除く。）。

4 この法律において「児童生徒性暴力等の防止等」とは、児童生徒性暴力等の防止及び早期発見並びに児

児童生徒性暴力等への対処をいう。

5 この法律において「教育職員等」とは、教育職員（教育職員免許法第二条第一項に規定する教育職員をいう。以下同じ。）並びに学校の校長（園長を含む。）、副校長（副園長を含む。）、教頭、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。

6 この法律において「特定免許状失効者等」とは、児童生徒性暴力等を行ったことにより教育職員免許法第十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効した者及び児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項又は第三項の規定により免許状取上げの処分を受けた者をいう。

（児童生徒性暴力等の禁止）

第三条 教育職員等は、児童生徒性暴力等をしてはならない。

（基本理念）

第四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が全ての児童生徒等の心身の健全な発達に関係する重大な問題であるという基本的認識の下に行われなけ

ればならない。

2 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、児童生徒等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず教育職員等による児童生徒性暴力等を根絶することを旨として行われなければならない。

3 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、被害を受けた児童生徒等を適切かつ迅速に保護することを旨として行われなければならない。

4 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、教育職員等による児童生徒性暴力等が懲戒免職の事由（解雇の事由として懲戒免職の事由に相当するものを含む。）となり得る行為であるのみならず、児童生徒等及びその保護者からの教育職員等に対する信頼を著しく低下させ、学校教育の信用を傷つけるものであることに鑑み、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する懲戒処分等について、適正かつ厳格な実施の徹底を図るための措置がとられることを旨として行われなければならない。

5 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策は、国、地方公共団体、学校、医療関係者その他の関係者の連携の下に行われなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策について、国と協力しつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(任命権者等の責務)

第七条 教育職員等を任命し、又は雇用する者は、基本理念にのっとり、教育職員等を任命し、又は雇用しようとするときは、第十五条第一項のデータベースを活用するものとする。

2 公立学校（地方公共団体が設置する学校をいう。次項において同じ。）の教育職員等の任命権者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育職員等に対する適正かつ厳格な懲戒処分の実施の徹底を図るものとする。

3 公立学校以外の学校の教育職員等を雇用する者は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等をした教育

職員等に対し、懲戒の実施その他の児童生徒性暴力等の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(学校の設置者の責務)

第八条 学校の設置者は、基本理念にのっとり、その設置する学校における教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。

(学校の責務)

第九条 学校は、基本理念にのっとり、関係者との連携を図りつつ、学校全体で教育職員等による児童生徒性暴力等の防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(教育職員等の責務)

第十条 教育職員等は、基本理念にのっとり、児童生徒性暴力等を行うことがないよう教育職員等としての倫理の保持を図るとともに、その勤務する学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(法制上の措置等)

第十一条 国は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な法制上

又は財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本指針

第十二条 文部科学大臣は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な指針（以下この条において「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する基本的な方針
- 二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の内容に関する事項
- 三 その他学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止等に関する

重要事項

3 文部科学大臣は、基本指針を定め、又は変更するときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議するものとする。

第三章 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する措置

(教育職員等に対する啓発等)

第十三条 国及び地方公共団体は、教育職員等に対し、児童生徒等の人権、特性等に関する理解及び児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための研修及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員の養成課程における児童生徒性暴力等の防止等に関する教育の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 教育職員の養成課程を有する大学は、当該教育職員の養成課程を履修する学生が児童生徒性暴力等の防止等に関する理解を深めるための措置その他必要な措置を講ずるものとする。

(児童生徒等に対する啓発)

第十四条 国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校は、児童生徒等の尊厳を保持するため、児童生徒等に対して、何人からも児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあってはならない

いことについて周知徹底を図るとともに、特に教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等に対して、教育職員等による児童生徒性暴力等により自己の身体を侵害されることはあつてはならないこと及び被害を受けた児童生徒等に対して第二十条第一項（第二十一条において準用する場合を含む。）の保護及び支援が行われること等について周知徹底を図らなければならない。

（データベースの整備等）

第十五条 国は、特定免許状失効者等の氏名及び特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの事由、その免許状の失効又は取上げの原因となった事実等に関する情報に係るデータベースの整備その他の特定免許状失効者等に関する正確な情報を把握するために必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県の教育委員会は、当該都道府県において教育職員の免許状を有する者が特定免許状失効者等となったときは、前項の情報を同項のデータベースに迅速に記録することその他必要な措置を講ずるものとする。

(児童生徒性暴力等対策連絡協議会)

第十六条 地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、学校、教育委員会、都道府県警察その他の関係者により構成される児童生徒性暴力等対策連絡協議会を置くことができる。

第四章 教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見及び児童生徒性暴力等への対処に関する措置
等

(教育職員等による児童生徒性暴力等の早期発見のための措置)

第十七条 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校における教育職員等による児童生徒性暴力等を早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒等及び教育職員等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備等に必要な措置を講ずるものとする。

(教育職員等による児童生徒性暴力等に対する措置)

第十八条 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者及び児童生徒等の保護者は、児童生徒等から教育職員等による児童生徒性暴力等に係る相談を受けた場合等において、教育職員等による児童生徒性暴力等の事実があると思われるときは、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたとと思われる児童生徒等が在籍する学校又は当該学校の設置者への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者は、前項に規定する場合において犯罪の疑いがあると思われるときは、速やかに、所轄警察署に通報するものとする。

3 教育職員等、地方公共団体の職員その他の児童生徒等からの相談に応じる者（公務員に限る。）は、第一項に規定する場合において犯罪があると思われるときは、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の定めるところにより告発をしなければならない。

4 学校は、第一項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒等が教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われるときは、直ちに、当該学校の設置者にその旨を通報するとともに、当該教育職員等による児童生徒性暴力等の事実の有無の確認を行うための措置を講じ、その結果を当

該学校の設置者に報告するものとする。

5 学校は、前項の措置を講ずるに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

6 学校は、第四項の規定による報告をするまでの間、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けたと思われる児童生徒等と当該教育職員等との接触を避ける等当該児童生徒等の保護に必要な措置を講ずるものとする。

7 学校は、第四項の場合において犯罪があると認めるときは、直ちに、所轄警察署に通報し、当該警察署と連携してこれに対処しなければならない。

(専門家の協力を得て行う調査)

第十九条 学校の設置者は、前条第四項の規定による報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

2 学校の設置者は、前項の調査を行うに当たり、児童生徒等の人権及び特性に配慮するとともに、その名

誉及び尊厳を害しないよう注意しなければならない。

3 都道府県は、第一項の調査が適切に行われるよう、学校の設置者に対し、同項の専門的な知識を有する者に関する情報の提供その他の必要な助言をすることができる。

(学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援等)

第二十条 学校の設置者及びその設置する学校は、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、教育職員等による児童生徒性暴力等を受けた当該学校に在籍する児童生徒等の保護及び支援並びにその保護者に対する支援を継続的に行うものとする。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、前項に規定する児童生徒等と同じ学校に在籍する児童生徒等に対する心理に関する支援その他当該児童生徒等及びその保護者に対する必要な支援を行うものとする。

(教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等への準用)

第二十一条 第十七条から前条までの規定は、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務(当該学校の管理下におけるものに限る。)に従事する者による児童生徒性暴力等(当該学校の児童生徒等に

対するものに限る。)について準用する。

第五章 特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例等

(特定免許状失効者等に対する教育職員免許法の特例)

第二十二條 特定免許状失効者等（教育職員免許法第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、その免許状の失効又は取上げの原因となった児童生徒性暴力等の内容等を踏まえ、当該特定免許状失効者等の改善更生の状況その他その後の事情により再び免許状を授与するのが適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができる。

2 都道府県の教育委員会は、前項の規定により再び免許状を授与するに当たっては、あらかじめ、都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県の教育委員会は、教育職員免許法第十条第二項（同法第十一条第五項において準用する場合を含む。）の規定により特定免許状失効者等から失効した免許状の返納を受けることとなった都道府県の教育委員会その他の関係機関に対し、当該特定免許状失効者等に係る免許状の失効又は取上げの原因となつた児童生徒性暴力等の内容等を調査するために必要な情報の提供を求めることができる。

(都道府県教育職員免許状再授与審査会)

第二十三条 前条第二項に規定する意見を述べる事務をつかさどらせるため、都道府県の教育委員会に、都

道府県教育職員免許状再授与審査会を置く。

2 都道府県教育職員免許状再授与審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第六章 雑則

(政令への委任)

第二十四条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第七条第一項及び第十五条並びに附則第五条の規定は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 第二十二條の規定は、この法律の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与について適用し、施行日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより、特定免許状失効者等となった者に係る免許状の再授与については、なお従前の例による。

2 前項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(構造改革特別区域法の一部改正)

第四条 構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条の見出しを「（教育職員免許法等の特例）」に改め、同条第一項中「とす。」を「と、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十二條第二項中「教育委員会」とあるのは「教育委員会（構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十九條第一項の規定による認定を受けた市町村（以下この項において「認定市町村」という。）の教育委員会を含む。次項及び次條第一項において同じ。）」と、「都道府県教育職員免許状再授与審査会」とあるのは

「都道府県教育職員免許状再授与審査会（認定市町村においては市町村教育職員免許状再授与審査会。同条において同じ。）」とする。」に改める。

第五条 構造改革特別区域法の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第二十二條第二項」を「第十五條第二項」に改め、「（以下この項」の下に「及び第二十二條第二項」を加え、「次項及び次條第一項において同じ。）」と、「を」を「以下同じ。）」と、「当該都道府県」とあるのは「当該都道府県（認定市町村においては当該認定市町村）」と、第二十二條第二項中「同條に」を「次條に」に改める。

（国家戦略特別区域法の一部改正）

第六条 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第十条第三項の表第十九條第一項各号列記以外の部分の項中

「	市町村の教育委員会。	国家戦略特別区域法に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会。	」
---	------------	-----------------------------------	---

を

「市町村の教育委員会。	国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体である市町村の教育委員会。
市町村（以下	国家戦略特別区域会議（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第七条第一項に規定する国家戦略特別区域会議をいう。）に係る関係地方公共団体である市町村（以下

に改める。

第十二条の三第十一項の表に次のように加える。

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）	第七条第二項	をいう	をいい、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等を除く
---	--------	-----	---

（検討）

第七条 政府は、この法律の施行後速やかに、教育職員等以外の学校において児童生徒等と接する業務に従事する者による児童生徒性暴力等の防止に関する措置の在り方等について検討を加え、その結果に基づい

て必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後速やかに、児童生徒等の性的な被害を防止する観点から、児童生徒等と接する業務に従事する者の資格及び児童生徒等に性的な被害を与えた者に係る照会制度の在り方等について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

3 政府は、前二項に定めるもののほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）

教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十三条第二項の規定に基づき、並びに同法第十五条第二項及び第二十二条第一項の規定を実施するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則を次のように定める。

（免許管理者による通知）

第一条 免許管理者（教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第二条第二項に規定する免許管理者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十条第一項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定により免許状が失効したとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより同法第十一条第一項若しくは第三項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、その旨を免許状が失効した者又は免許状取上げの処分を受けた者の免許状を授与した授与権者（同法

第五条第七項に規定する授与権者をいい、免許管理者を除く。）に通知するものとする。

（所轄庁による通知及び学校法人等による報告）

第二条 所轄庁（大学附置の国立学校（教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。）又は公立学校（同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。）にあつてはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教育職員等にあつてはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教育職員等にあつてはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。）の教育職員等にあつては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあつては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにそ

の旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。

一 児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。

二 公立学校の教育職員等であつて児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職の処分を受けたとき（懲戒免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

2 所轄庁（免許管理者を除く。）は、国立学校、公立学校、公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置するものに限る。）又は私立学校の教育職員等が児童生徒性暴力等を行い、前項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められる事実があると思料するときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする。

3 学校法人等（教育職員免許法第七条第二項に規定する学校法人等をいう。）は、その設置する私立学校の教育職員等について、第一項第一号に該当すると認めるとき、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより当該教育職員等を解雇した場合において、当該解雇の事由が前項に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告するものとする。

(都道府県教育職員免許状再授与審査会の委員)

第三条 都道府県教育職員免許状再授与審査会(以下「審査会」という。)の委員は、児童生徒性暴力等に

関する学識経験を有する者のうちから、都道府県の教育委員会が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(議事)

第五条 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審査会の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の規定にかかわらず、審査会は、都道府県の教育委員会に対し、特定免許状失効者等について、再び免許状を授与するのが適当であると認められる旨の意見を述べるに当たっては、出席委員全員から意見を聴いた上で、原則として、出席委員の全員一致をもって行うよう努めなければならない。ただし、審査会において議論を尽くしても、出席委員全員の意見が一致しないときは、出席委員の過半数の同意を得た意見を審査会の意見とすることができる。

(雑則)

第六条 前三条に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の教育委員会規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定は、この省令の施行の日前に児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状が失効した

者、又は児童生徒性暴力等を行ったことにより免許状取上げの処分を受けた者については、適用しない。

○教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）抄

（授与）

第五条 普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

一・二 略

三 禁錮以上の刑に処せられた者

四 第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

五 第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

六 略

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

3・4 略

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第一項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

一・二 略

(失効)

第十条 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免許状はその効力を失う。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するに至つたとき。

二 公立学校の教員であつて懲戒免職の処分を受けたとき。

三 公立学校の教員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する者を除く。）であつて同法第二十八条第一項第一号又は第三号に該当するとして分限免職の処分を受けたとき。

2 前項の規定により免許状が失効した者は、速やかに、その免許状を免許管理者に返納しなければならない。

い。
(取上げ)

第十一条 国立学校、公立学校（公立大学法人が設置するものに限る。次項第一号において同じ。）又は私立学校の教員が、前条第一項第二号に規定する者の場合における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

2 免許状を有する者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、免許管理者は、その免許状を取り上げなければならない。

- 一 国立学校、公立学校又は私立学校の教員（地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に相当する者を含む。）であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるとき。
- 二 地方公務員法第二十九条の二第一項各号に掲げる者に該当する公立学校の教員であつて、前条第一項第三号に規定する者の場合における同法第二十八条第一項第一号又は第三号に掲げる分限免職の事由に相当する事由により免職の処分を受けたと認められるとき。
- 三 免許状を有する者（教育職員以外の者に限る。）が、法令の規定に故意に違反し、又は教育職員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められるときは、免許管理者は、その免許状を取り上げるることができる。
- 四 前三項の規定により免許状取上げの処分を行ったときは、免許管理者は、その旨を直ちにその者に通知しなければならない。この場合において、当該免許状は、その通知を受けた日に効力を失うものとする。
- 五 前条第二項の規定は、前項の規定により免許状が失効した者について準用する。

（聴聞の方法の特例）

第十二条 免許管理者は、前条の規定による免許状取上げの処分に係る聴聞を行おうとするときは、聴聞の期日の三十日前までに、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条第一項の規定による通知をしなければならぬ。

2 前項の聴聞の期日における審理は、当該聴聞の当事者から請求があつたときは、公開により行わなければならない。

3 第一項の聴聞に際しては、利害関係人（同項の聴聞の参加人を除く。）は、当該聴聞の主宰者に対し、当該聴聞の期日までに証拠書類又は証拠物を提出することができる。

4 第一項の聴聞の主宰者は、当該聴聞の期日における証人の出席について、当該聴聞の当事者から請求があつたときは、これを認めなければならない。

（失効等の場合の公告等）

第十三条 免許管理者は、この章の規定により免許状が失効したとき、又は免許状取上げの処分を行つたときは、その免許状の種類及び失効又は取上げの事由並びにその者の氏名及び本籍地を官報に公告するとともに、その旨をその者の所轄庁及びその免許状を授与した授与権者に通知しなければならない。

2 この章の規定により免許状が失効し、若しくは免許状取上げの処分を行い、又はその旨の通知を受けたときは、その免許状を授与した授与権者は、この旨を第八条第一項の原簿に記入しなければならない。

(通知)

第十四条 所轄庁（免許管理者を除く。）は、教育職員が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、速やかにその旨を免許管理者に通知しなければならない。

一 第五条第一項第三号又は第六号に該当するとき。

二 第十条第一項第二号又は第三号に該当するとき（懲戒免職又は分限免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

三 第十一条第一項又は第二項に該当する事実があると思料するとき（同項第二号に規定する免職の処分を行った者が免許管理者である場合を除く。）。

(報告)

第十四条の二 学校法人等は、その設置する私立学校の教員について、第五条第一項第三号若しくは第六号に該当すると認めるとき、又は当該教員を解雇した場合において、当該解雇の事由が第十一条第一項若し

くは第二項第一号に定める事由に該当すると思料するときは、速やかにその旨を所轄庁に報告しなければならない。

(特定免許状失効者等に係る免許状の再授与)

第十六条の二 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二
条第六項に規定する特定免許状失効者等（第五条第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）の免許状
の再授与については、この法律に定めるもののほか、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関す
る法律の定めるところによる。

○教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号） 抄

第七十四条の二 免許法第十三条第一項の規定による公告は、次に掲げる事項を官報に掲載して行うものとする。

- 一 氏名
- 二 本籍地
- 三 免許状の種類
- 四 授与権者
- 五 免許状授与年月日
- 六 免許状の番号
- 七 失効又は取上げの年月日
- 八 失効又は取上げの事由（免許法第十条第一項第二号若しくは第十一条第一項の規定による失効若しくは取上げ又は懲戒免職の処分を受け、若しくは解雇された校長、副校長、教頭、実習助手若しくは寄宿

舎指導員に係る同条第三項の規定による取上げにあつては、次のいずれの理由による懲戒免職又は解雇に係るものであるかの別を含む。）

イ 児童生徒性暴力等（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項に規定する児童生徒性暴力等をいう。）

ロ わいせつな行為又はセクシュアル・ハラスメント（イに該当するものを除く。）

ハ 交通法規違反又は交通事故

ニ 教員の職務に関し行つた非違（イからハまでに該当するものを除く。）

ホ イからニまでに掲げる理由以外の理由

第七十四条の三 所轄庁（免許管理者を除く。）が免許法第十四条の規定による免許管理者への通知を行う

場合（その教員が免許法第十条第一項第二号に該当するとき又は免許法第十一条第一項に該当する事実があると思量するときに限る。）又は学校法人等が免許法第十四条の二の規定による所轄庁への報告を行う場合（その行つた解雇の事由が免許法第十一条第一項に定める事由に該当すると思料するときに限る。）

には、その通知又は報告は、懲戒免職又は解雇の理由が前条第八号イからホまでのいずれに該当すると思

料するか別の別を付して行わなければならない。